

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー  
代表者名 代表取締役社長 高橋 克典  
(JASDAQ・コード番号：2777)  
問合せ先 取締役管理本部長 小林 要介  
電 話 03-5725-4171

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を順守した行動をとるため「コンプライアンス規程」を制定し、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。また社長室には社長直属の独立機関として内部監査を担当する専任者を 1 名置き、管理本部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これら活動は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」により全社のリスクに関する統括責任者として管理本部担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理本部において当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。社長室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役および取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令に定められた事項のほか経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および年次予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

**5. 当社ならびにその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行ない、適切なリスク管理に努めるものとする。

当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に行うものとする。

当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、社長室は子会社等の監査担当者と十分な情報交換を行う。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

**7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役に対して、法廷の事項に加え、当社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるものとする。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

**9. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針**

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を図り、体制の強化を図るものとする。

以上